

調書1 補助金等調査表（チェックシート）

所属 市民スポーツ課

（1）補助金の内容

名 称	スポーツ推進委員連絡協議会活動費補助金		
交 付 開 始 年 度	昭和57年度	終了予定年度	
交 付 先	浦安市スポーツ推進委員連絡協議会		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	浦安市スポーツ推進委員が、市民の健康増進・体力づくりを目指してスポーツの普及に関する活動を行うため		
対 象 事 業 の 内 容	地区活動として、中央・新浦安の2地区でミニバレーボールやファミリーバドミントンなどの軽スポーツを実施するとともに、ウォーキング事業の企画・運営を行っている		
形 態	☐ 事業補助 ☐ 運営補助 ☒ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☒ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期		
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	☒ 事業計画書 ☒ 収支予算書 その他（ ）	
	確認内容	事業計画の内容 予算書の内容及び補助対象経費	
実 績 報 告	受領書類	☒ 事業報告書 ☒ 収支決算書 その他（ ）	
	確認内容	事業報告の内容及び成果 決算書の内容及び補助対象経費	

補助金等調査表（チェックシート）

（２）補助金見直しの基本視点に基づく評価

（※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること）

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	公民館でのスポーツ事業の実施や、誰でも気軽に参加できるウォーキングイベントの開催を通して、スポーツの指導及び助言を行っている。また、市主催事業に積極的に協力し、スポーツの普及に広く貢献しているため
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	当該団体の活動において、時代に合わせたニュースポーツの普及などを行っているため
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定に基づき市教育委員会が委嘱していることから、市が関与するのは妥当である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	当該団体の活動範囲は多岐に渡っており、自主財源だけでは事業を実施する費用を賄うことが困難であるため
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		高い	幅広い年代の方がスポーツを楽しみながら交流する取組みを実施していることから、ニーズは高いと考える
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	幅広い年代の方がスポーツを楽しみながら交流する取組みを実施していることから、ニーズに即していると考え
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	当該団体の活動は、浦安市生涯スポーツ推進計画における「多様なニーズに応じたスポーツ機会の提供」および「地域づくりにつながるスポーツの推進」に該当し、生涯スポーツ健康都市として誰もがスポーツを楽しめる環境を提供しているため
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	自主財源のみでの活動は難しく、また「多様なニーズに応じたスポーツ機会の提供」および「地域づくりにつながるスポーツの推進」につながる当該団体の活動は本市スポーツ施策において不可欠であることから、補助期限の設定は適さないものと考え
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	収支予算書や業者から徴収した見積書等を確認している

補助金等調査表（チェックシート）

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	当該団体の活動が、浦安市生涯スポーツ推進計画における「多様なニーズに応じたスポーツ機会の提供」および「地域づくりにつながるスポーツの推進」に寄与している
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	当該団体は、スポーツ基本法第32条で規定された委員により構成されており、代替できる団体は発足し得ないため
			「いいえ」の場合、補助金がその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	事業実施にあたっては参加料や会費を徴収し、自主財源の確保に努めているが、スポーツの普及が活動の目的であることから、受益者の負担は最小限である必要がある
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		当該事業に参加する市民の数及び年齢層	
		評価	評価理由
		十分効果をあげている	生涯スポーツ健康都市である本市において、幅広い年代の方がスポーツを楽しみながら交流する機会を提供できている
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	スポーツ基本法第32条の規定により、市教育委員会が委嘱した委員により構成される団体であることから、業務委託の考え方は適さない
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていない理由を記入。
		はい	収支予算書、決算書及び見積書、領収書等
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

補助金等調査表（チェックシート）

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	当該団体は、市民の健康増進・体力づくりに貢献するスポーツの普及を目的に活動しており、活動内容についても補助事業の目的に適合している
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		いいえ	団体の広報媒体を作成しておらず、情報の公開は行っていない。今後は、市ホームページなどを通じた情報公開について検討する
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	団体内で監事（2名）を配置し、決算の際に監査を実施している
繰越金	補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。
		事業補助	
	市職員が補助金交付団体の事務を行っていないか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。
		行っている	スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定に基づいて市教育委員会が委嘱しているため
	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 640,000 円 繰越金額 59,413 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 59,413 円
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。 年度当初に実施する事業の費用に充てる必要があったため
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。
		いいえ	

補助金等調査表（チェックシート）

（３） 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

船橋市のスポーツ推進委員協議会補助金において、事業や補助対象経費の内容は本市と類似しているが、補助率を補助対象経費の80%以内に設定している。

（４） 補助金の課題

自主財源の確保

（５） 所属長の総合評価

当該団体は、市民の健康増進・体力づくりを目指してスポーツの普及に関する活動を行うため、スポーツ基本法第32条の規定により市教育委員会が委員を委嘱している。ついては、本市のさらなるスポーツ振興のため、継続的に支援していきたい。補助金については、団体の主催イベントを増やすなど取組みを充実させるとともに、参加費の金額設定などを検証し自主財源の確保に努めていく。また、当該団体の補助金は、社会教育関係団体活動補助金の一部として交付している。社会教育関係団体補助金が全体として令和8年度に見直しとなることから、繰越金の存在も踏まえた見直しについても併せて検討していく。

（６） 補助金の今後の方向性

- ☐ 現行のまま継続
- ☒ 見直しをしたうえで継続
- ☐ 廃止
- ☐ その他

その他の内容

現行
継続の
理由

見直しの時期

令和8年度

見直しの
内容

「社会教育関係団体活動補助金」全
体の見直しに合わせ、繰越し等を踏
まえた補助金額の引下げ等

廃止の時期

廃止の理
由